

平成 2 3 年 第 3 回 箕面市議会 定例会 議案
(追加第 1 号)

箕 面 市

平成 23 年第 3 回箕面市議会定例会議案
(追加第 1 号)

報告第 27 号	平成 22 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件……………	1
第 73 号議案	池田市箕面市豊能町能勢町における共同処理センターの共同設置に関する協議の件……………	3
第 74 号議案	箕面市税条例等改正の件……………	7
第 75 号議案	箕面市災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件……………	11
第 76 号議案	箕面市証明その他の手数料条例改正の件……………	13
第 77 号議案	平成 23 年度箕面市一般会計補正予算（第 4 号）……………	15
第 78 号議案	平成 23 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 4 号）……………	47
第 79 号議案	平成 23 年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）……………	67
第 80 号議案	平成 23 年度箕面市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	83
第 81 号議案	平成 23 年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	95
第 82 号議案	箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件……………	103
第 83 号議案	箕面市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件……………	105
第 84 号議案	箕面市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件……………	107

劉大才 潘錦英

潘錦英與劉大才於民國八十四年結婚，現年三十五歲，現年三十五歲，現年三十五歲。

1995

劉大才 潘錦英

潘錦英與劉大才於民國八十四年結婚，現年三十五歲，現年三十五歲，現年三十五歲。

1996

劉大才 潘錦英

潘錦英與劉大才於民國八十四年結婚，現年三十五歲，現年三十五歲，現年三十五歲。

1997

劉大才 潘錦英

潘錦英與劉大才於民國八十四年結婚，現年三十五歲，現年三十五歲，現年三十五歲。

1998

劉大才 潘錦英

潘錦英與劉大才於民國八十四年結婚，現年三十五歲，現年三十五歲，現年三十五歲。

1999

劉大才 潘錦英

潘錦英與劉大才於民國八十四年結婚，現年三十五歲，現年三十五歲，現年三十五歲。

2000

劉大才 潘錦英

潘錦英與劉大才於民國八十四年結婚，現年三十五歲，現年三十五歲，現年三十五歲。

2001

劉大才 潘錦英

潘錦英與劉大才於民國八十四年結婚，現年三十五歲，現年三十五歲，現年三十五歲。

2002

劉大才 潘錦英

潘錦英與劉大才於民國八十四年結婚，現年三十五歲，現年三十五歲，現年三十五歲。

2003

劉大才 潘錦英

潘錦英與劉大才於民國八十四年結婚，現年三十五歲，現年三十五歲，現年三十五歲。

2004

劉大才 潘錦英

潘錦英與劉大才於民國八十四年結婚，現年三十五歲，現年三十五歲，現年三十五歲。

2005

劉大才 潘錦英

潘錦英與劉大才於民國八十四年結婚，現年三十五歲，現年三十五歲，現年三十五歲。

2006

劉大才 潘錦英

潘錦英與劉大才於民國八十四年結婚，現年三十五歲，現年三十五歲，現年三十五歲。

2007

潘錦英與劉大才於民國八十四年結婚，現年三十五歲，現年三十五歲，現年三十五歲。

報告第 2 7 号

平成 2 2 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 7 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

平成 2 3 年 9 月 5 日提出

箕面市教育委員会委員長 小 川 修 一

別冊のとおり

1940-1941

1942-1943

1944-1945

1946-1947

1948-1949

1950-1951

1952-1953

第 7 3 号議案

池田市箕面市豊能町能勢町における共同処理センターの共同設置に関する協議の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 7 第 1 項の規定により共同処理センターを共同設置するため、別紙規約のとおり池田市、豊能町及び能勢町と協議する。

平成 2 3 年 9 月 5 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

（提案理由）

大阪府から移譲を受けた事務等を共同して処理するため、共同処理センターを共同設置することについて池田市、豊能町及び能勢町と協議するため、地方自治法第 2 5 2 条の 7 第 3 項の規定により準用する同法第 2 5 2 条の 2 第 3 項本文の規定により提案するものである。

THE FIRST PART OF THE BOOK IS A HISTORY OF THE

REPUBLIC OF THE UNITED STATES OF AMERICA, FROM THE

TIME OF THE FIRST SETTLEMENTS TO THE PRESENT

DAY.

THE SECOND PART

OF THE BOOK IS A

DESCRIPTION OF THE COUNTRY, AND OF THE

PEOPLE WHO INHABIT IT, AND OF THE

MANUFACTURES AND COMMERCE OF THE

UNITED STATES.

別紙

池田市箕面市豊能町能勢町における共同処理センターの共同設置に関する規約

(共同設置する市町)

第1条 池田市、箕面市、豊能町及び能勢町（以下「関係市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、共同して内部組織を設置する。

(名称)

第2条 共同して設置する内部組織の総称は、「共同処理センター」とし、各内部組織の名称は、関係市町の長の協議により定める。

(処理する事務)

第3条 共同処理センターで処理する事務は、次に掲げる事務で、関係市町の長の協議により定めたものとする。

(1) 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき大阪府から関係市町が移譲を受けた事務

(2) 前号に掲げるもののほか、関係市町の権限に属する事務

(執務場所)

第4条 共同処理センターの執務場所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 大阪府池田市城南一丁目1番1号 池田・府市合同庁舎内

(2) 大阪府箕面市西小路四丁目6番1号 箕面市役所内

(3) 前2号に掲げるもののほか、関係市町の長の協議により定める場所（幹事となる市）

第5条 共同処理センターで処理する各事務の幹事となる市（以下「幹事市」という。）は、事務の内容に応じ、関係市町の長の協議により定める。

(職員の選任方法)

第6条 共同処理センターの職員は、関係市町の長の協議により定める職員の候補者のうちから、幹事市の長がこれを選任する。ただし、幹事市の職員から候補者を定めるときは、当該協議を省略することができる。

2 幹事市の長は、前項の規定により選任された職員の氏名及び経歴を、他の関係市町の長に通知しなければならない。

3 幹事市の長は、共同処理センターの職員に欠員を生じたときは、速やかにその旨を他の関係市町の長に通知するとともに、第1項の例により共同処理センターの職員を選任する。

(負担金)

第7条 共同処理センターに関する関係市町の負担金の額、精算の時期及び精算方法は、関係市町の長の協議により定める。

(予算)

第8条 共同処理センターに関する歳入予算及び前条に規定する負担金の歳出予算は、関係市町それぞれ一般会計に計上する。

2 共同処理センターに関する歳出予算（前条に規定する負担金を除く。）は、幹事市の一般会計に計上する。

(決算報告)

第9条 関係市町の長は、共同処理センターに関する決算を関係市町それぞれの議会の認定に付したときは、当該決算を他の関係市町の長に報告しなければならない。

(事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程)

第10条 関係市町は、共同処理センターで処理する事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程について、相互に調整するように努めなければならない。

(職員の身分の取扱い)

第11条 共同処理センターの職員は、選任した幹事市の職員の身分として取扱う。

(監査)

第12条 共同処理センターが行う関係市町の財務に関する事務の執行及び関係市町の経営に係る事業の管理に係る通常の監査は、当該事務及び当該事業を所管する市町の監査委員が毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合において、当該事務及び当該事業を所管する市町の監査委員は、監査の結果に関する報告を他の関係市町の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

(協定書の締結)

第13条 関係市町の長は、第2条に規定する各内部組織の名称、第3条に規定する共同処理センターで処理する事務、第4条に規定する共同処理センターの執務場所、第5条に規定する幹事市及び第7条に規定する関係市町の負担金の額について、別に協定書を締結するものとする。

2 関係市町の長は、前項の協定書を締結したときは、公表するものとする。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、共同処理センターに係る事務に関し必要な事項は、関係市町の長の協議により定める。

附 則

この規約は、平成23年10月1日から施行する。

第七十四号議案

箕面市税条例等改正の件

箕面市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年九月五日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市税条例等の一部を改正する条例

(箕面市税条例の一部改正)

第一条 箕面市税条例(昭和二十五年箕面市条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条の十三」を「第六十三条の十四」に改める。

第十条第三項中「三万円」を「十万円」に改める。

第十五条の二の三中「五千元」を「二千元」に改める。

第十六条の二第二項中「第二条の三第一項各号に掲げる事項」を「第二条の三第一項に規定する事項」に改める。

第十六条の三第一項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第二十八条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十五条の二第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三項中「その日」を「その発付の日」に改める。

第四十四条の六の次に次の一条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第四十四条の七 たばこ税を申告納付すべき者が第四十四条の五の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

第七章の二中第六十三条の十三の次に次の一条を加える。

（特別土地保有税に係る不申告に関する過料）

第六十三条の十四 特別土地保有税の納税義務者が第六十三条の六第二項又は第六十三条の十二の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

附則第四条の三中「五千元」を「二千元」に改める。

（箕面市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 箕面市税条例の一部を改正する条例（平成二十年箕面市条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第六項、第十三項及び第十八項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第三条 箕面市税条例の一部を改正する条例（平成二十二年箕面市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「平成二十五年一月一日」を「平成二十七年一月一日」に改める。

附則第二条第五項中「平成二十五年度」を「平成二十七年度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中第十五条の二の三及び附則第四条の三の改正規定は、平成二十四年一月一日から施行する。

(寄附金に関する経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の箕面市税条例（以下「新条例」という。）第十五条の二の三及び附則第四条の三の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する新条例第十五条の二の三第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）等の改正に伴い関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第七十五号議案

箕面市災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件

箕面市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年九月五日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

例

箕面市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年箕面市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「維持されていた遺族」の下に「（兄弟姉妹を除く。

以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときに限り、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時において死亡者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第四条第一項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)が改正され、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に兄弟姉妹が追加されたことに伴い、本条例を改正するものである。

第七十六号議案

箕面市証明その他の手数料条例改正の件

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十三年九月五日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例

箕面市証明その他の手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表九十九の項中「又は第三十九条の七第九項」を削り、同表百の項中「又は第三十九条の七第十一項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第77号議案

平成23年度箕面市一般会計補正予算(第4号)

平成23年度箕面市の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ518,577千円を追加し、歳入歳出それぞれ38,812,129千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

平成23年9月5日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方特例交付金		千円		千円
	1 地方特例交付金	279,000	42,970	321,970
10 地方交付税				
	1 地方交付税	600,000	271,481	871,481
14 国庫支出金				
		5,829,981	22,685	5,852,666
	1 国庫・負担金	5,318,640	14,685	5,333,325
	2 国庫補助金	146,830	8,000	154,830
15 府支出金		2,566,919	163,832	2,730,751
	1 府 負担金	1,258,775	5,374	1,264,149
	2 府 補助金	975,443	38,616	1,014,059
	4 府 交付金	251,501	119,842	371,343
17 寄 附 金		1	3,320	3,321
	1 寄 附 金	1	3,320	3,321
19 繰 越 金		75,983	10,407	86,390
	1 繰 越 金	75,983	10,407	86,390
20 諸 収 入		1,546,195	3,882	1,550,077
	6 雑 入	476,237	3,882	480,119
歳 入 合 計		38,293,552	518,577	38,812,129

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総 務 費		4,406,516	228,149	4,634,665
	1 総 務 管 理 費	3,607,123	231,284	3,838,407
3 民 生 費	2 徴 税 費	319,415	△3,135	316,280
		14,818,829	158,738	14,977,567
	1 社 会 福 祉 費	3,737,892	128,709	3,866,601
	2 児 童 福 祉 費	6,378,447	16,111	6,394,558
	4 国 民 健 康 保 険 費	873,446	17,289	890,735
	6 介 護 保 険 費	1,082,702	△3,371	1,079,331
4 衛 生 費		4,004,257	5,360	4,009,617
	1 保 健 衛 生 費	1,076,612	5,300	1,081,912
	3 市 民 医 療 給 付 費 等	831,522	60	831,582
7 商 工 費		467,912	1,575	469,487
	1 商 工 費	433,650	1,575	435,225
8 土 木 費		2,894,261	14,488	2,908,749
	1 土 木 管 理 費	1,491,454	13,362	1,504,816
	4 都 市 計 画 費	429,576	1,126	430,702
9 消 防 費		1,211,784	2,190	1,213,974
	1 消 防 費	1,211,784	2,190	1,213,974
10 教 育 費		6,460,518	51,936	6,512,454
	1 教 育 総 務 費	1,195,713	50	1,195,763
	2 小 学 校 費	2,004,542	500	2,005,042
	3 中 学 校 費	1,342,338	1,000	1,343,338
	5 社 会 教 育 費	1,203,725	46,434	1,250,159
	6 保 健 体 育 費	434,318	3,952	438,270
13 諸 支 出 金		58,750	56,141	114,891
	1 諸 費	58,750	56,141	114,891
歳 出 合 計		38,293,552	518,577	38,812,129

第 2 表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	次期住民情報システム稼働(平成24年度事業開(継続費)	千円			千円 740,000	平成23年度	千円 225,000
							平成24年度	515,000
8 土木費	1 土木管理費	駅前・場業面車輪事業(継続費)整備				18,000	平成23年度	13,362
							平成24年度	4,638

平成23年度
(2011年度)

箕面市一般会計補正予算(第4号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	21,878,000	0	21,878,000
2 地 方 歳 入 税	252,000	0	252,000
3 利 子 割 交 付 金	140,000	0	140,000
4 配 当 割 交 付 金	45,000	0	45,000
5 株式等譲渡所得割交付金	26,000	0	26,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,080,000	0	1,080,000
7 ゴルフ場利用税交付金	1,000	0	1,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	90,000	0	90,000
9 地 方 特 例 交 付 金	279,000	42,970	321,970
10 地 方 交 付 税	600,000	271,481	871,481
11 交通安全対策特別交付金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	578,612	0	578,612
13 使 用 料 及 び 手 数 料	611,861	0	611,861
14 国 庫 支 出 金	5,829,981	22,685	5,852,666
15 府 支 出 金	2,566,919	163,832	2,730,751
16 財 産 収 入	100,033	0	100,033
17 寄 附 金	1	3,320	3,321
18 繰 入 金	374,767	0	374,767
19 繰 越 金	75,983	10,407	86,390
20 諸 収 入	1,546,195	3,882	1,550,077
21 市 債	2,193,200	0	2,193,200
歳 入 合 計	38,293,552	518,577	38,812,129

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	526,021	0	526,021
2 総務費	4,406,516	228,149	4,634,665
3 民生費	14,818,829	158,738	14,977,567
4 衛生費	4,004,257	5,360	4,009,617
5 労働費	126,168	0	126,168
6 農林水産業費	169,434	0	169,434
7 商工費	467,912	1,575	469,487
8 土木費	2,894,261	14,488	2,908,749
9 消防費	1,211,784	2,190	1,213,974
10 教育費	6,460,518	51,936	6,512,454
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	3,079,102	0	3,079,102
13 諸支出金	58,750	56,141	114,891
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	38,293,552	518,577	38,812,129

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
3,300	0	17		224,832
140,217	0	458		18,063
0	0	110		5,250
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		1,575
8,000	0	1,126		5,362
0	0	30		2,160
35,000	0	2,630		14,306
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	0		56,141
0	0	0		0
186,517	0	4,371		327,689

2 歳 入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
9	地 方 特 例 交 付 金	千円 279,000	千円 42,970	千円 321,970
1	地 方 特 例 交 付 金	279,000	42,970	321,970
1	地 方 特 例 交 付 金	279,000	42,970	321,970
10	地 方 交 付 税	600,000	271,481	871,481
1	地 方 交 付 税	600,000	271,481	871,481
1	地 方 交 付 税	600,000	271,481	871,481
14	国 庫 支 出 金	5,829,981	22,685	5,852,666
1	国 庫 負 担 金	5,318,640	14,685	5,333,325
1	民 生 費 国 庫 負 担 金	4,473,714	14,685	4,488,399
2	国 庫 補 助 金	146,830	8,000	154,830
5	土 木 費 国 庫 補 助 金	0	8,000	8,000
15	府 支 出 金	2,566,919	163,832	2,730,751
1	府 負 担 金	1,258,775	5,374	1,264,149
1	民 生 費 府 負 担 金	1,258,775	5,374	1,264,149
2	府 補 助 金	975,443	38,616	1,014,059
1	総 務 費 府 補 助 金	300	3,300	3,600
2	民 生 費 府 補 助 金	465,474	2,316	467,790
9	教 育 費 府 補 助 金	13,152	33,000	46,152
4	府 交 付 金	251,501	119,842	371,343

節		明	
区分	金額	説	
	千円		千円
1 地方特例 交付金	42,970	2 減収補てん特例交付金 補正後 170,768,000円－補正前 103,000,000円 3 子ども手当及び児童手当特例交付金 補正後 151,202,000円－補正前 176,000,000円	67,768 △24,798
1 地方交付税	271,481	1 普通交付税 補正後 771,481,000円－補正前 500,000,000円	271,481
1 社会福祉費 負担金	10,748	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 616,984,000円－補正前 606,236,000円	10,748
2 児童福祉費 負担金	3,937	6 児童扶養手当費負担金 補正後 137,801,000円－補正前 133,864,000円	3,937
1 土木管理費 補助金	8,000	1 先導的官民連携支援事業費補助金 $8,000 \times 10 / 10 = 8,000$	8,000
1 社会福祉費 負担金	5,374	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 308,492,000円－補正前 303,118,000円	5,374
1 総務管理費 補助金	3,300	5 街頭犯罪多発地域防犯カメラ設置補助金 補正後 3,600,000円－補正前 300,000円	3,300
1 社会福祉費 補助金	2,316	8 障害者自立支援特別対策事業費補助金 補正後 22,081,000円－補正前 20,081,000円 9 難病患者等居宅生活支援事業費補助金 補正後 500,000円－補正前 184,000円	2,000 316
3 社会教育費 補助金	33,000	10 宝くじ社会貢献広報市町村補助金 $32,000 \times 10 / 10 = 32,000$ 11 障がい児の居場所づくり事業補助金 $1,000 \times 10 / 10 = 1,000$	32,000 1,000

(款) 15 府支出金
(項) 4 府交付金

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項 目			
15	4 2 民生費府交付金	千円 54,275	千円 119,842	千円 174,117
17	寄 附 金	1	3,320	3,321
19	1 寄 附 金	1	3,320	3,321
	1 ふ る さ と 寄 附 金	1	3,320	3,321
	繰 越 金	75,983	10,407	86,390
20	1 繰 越 金	75,983	10,407	86,390
	1 前 年 度 繰 越 金	75,983	10,407	86,390
	諸 収 入	1,546,195	3,882	1,550,077
6	雑 入	476,237	3,882	480,119
	3 雑 入	262,052	1,081	263,133
	4 過 年 度 収 入	0	2,801	2,801

節		説	明
区分	金額		
	千円		千円
1 社会福祉 交付金	116,000	13 介護基礎緊急整備等臨時特例交付金	116,000
2 児童福祉 交付金	3,842	1 子育て支援交付金 補正後 43,460,000円—補正前 39,618,000円	3,842
1 ふるさと 寄附金	3,320	1 ふるさと寄附金 補正後 3,321,000円—補正前 1,000円	3,320
1 前年度繰越金	10,407	1 前年度繰越金 補正後 86,390,000円—補正前 75,983,000円	10,407
2 雑入	1,081	18 放置自転車売却収入 50 日本スポーツ振興センター助成金	1 1,080
1 過年度収入	2,801	1 過年度収入 平成22年度自立支援医療国庫負担金他	2,801

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款 項	目					
2 総 務 費		千円 4,406,516	千円 228,149	千円 4,634,665	府支出金 3,300 寄附金 17 一般財源 224,832	千円 3,300 17 224,832
1 総 務 管 理 費		3,607,123	231,284	3,838,407	府支出金 3,300 寄附金 17 一般財源 227,967	3,300 17 227,967
1 一 般 管 理 費		1,297,666	3,300	1,300,966	府支出金 3,300	3,300
5 財 産 管 理 費		243,946	17	243,963	寄附金 17	17
12 職 員 研 修 費		12,263	2,337	14,600	一般財源 2,337	2,337
23 業 務 シ ス テ ム 管 理 運 営 費		151,563	225,000	376,563	一般財源 225,000	225,000
25 市 民 活 動 セ ン タ ー 費		59,436	630	60,066	一般財源 630	630
2 徴 税 費		319,415	△3,135	316,280	一般財源 △3,135	△3,135
2 賦 課 徴 収 費		77,038	△3,135	73,903	一般財源 △3,135	△3,135

節		説 明	
区 分	金 額		千円
	千円		
19 負担金補助 及び交付金	3,300	20 市民安全対策事業【市民安全政策課】 19 負担金補助及び交付金 2 補助金 防犯カメラ設置補助金	3,300 3,300 3,300
25 積立金	17	57 基金積立事業（総務費）【財政経営課】 25 積立金 2 財政調整基金積立金	17 17
9 旅費	2,126	1 職員研修事業【職員課】 9 旅費 3 特別旅費	2,337 2,126
11 需用費	184	11 需用費 1 消耗品費	184
19 負担金補助 及び交付金	27	19 負担金補助及び交付金 1 負担金 派遣研修参加費他	184 27 27
13 委託料	219,869	51 次期住民情報システム（H24稼働）開発事業（継続費）【総務課】 13 委託料 1 委託料 システム再構築委託 データ移行委託他 14 使用料及び賃借料 2 賃借料 システム機器借上料	225,000 219,869 219,869 153,908 65,961 5,131 5,131 5,131
18 備品購入費	630	50 市民活動センター管理運営事業（臨時）【文化・市民活動促進課】 18 備品購入費 1 庁用器具費 管理運営用	630 630 630
13 委託料	△2,759	1 市・府民税（個人）賦課事務事業【税務課】 13 委託料 1 委託料 データ処理等業務委託他	△243 △243 △243
19 負担金補助 及び交付金	△376	4 固定資産税賦課事務事業【税務課】 13 委託料 1 委託料 地番図作成・画地計測保守業務委託 空中写真撮影及び家屋図修正業務委託	△2,516 △2,516 △1,020 △1,496

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
2	2 [賦課徴収費]	千円	千円	千円	千円
3 民	生 費	14,818,829	158,738	14,977,567	国庫支出金 14,685 府支出金 125,532 寄附金 458 一般財源 18,063
1 社 会 福 祉 費		3,737,892	128,709	3,866,601	国庫支出金 10,748 府支出金 121,690 一般財源 △3,729
1 社会福祉総務費		812,286	99	812,385	一般財源 99
9 老 人 福 祉 費		170,541	117,843	288,384	府支出金 116,000 一般財源 1,843
11 障 害 福 祉 費		1,927,256	10,767	1,938,023	国庫支出金 10,748 府支出金 5,690 一般財源 △5,671

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円		
		5 地方税電子化システム推進事業【税務課】	△376
		19 負担金補助及び交付金	△376
		1 負担金	△376
		地方税電子化協議会	△376
1 報 酬	96	30 広域連携福祉事務事業（権限移譲共同処理分）【広域福祉準備担当】	99
9 旅 費	3	1 報 酬	96
		3 非常勤職員報酬	96
		法人会計指導員	96
		9 旅 費	3
		1 費用弁償	3
18 備 品 購 入 費	1,843	51 老人保健施設管理運営事業（臨時）【高齢福祉課】	1,843
19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	116,000	18 備品購入費	1,843
		1 庁用器具費	1,843
		管理運営用	1,843
		61 地域密着型サービス拠点整備費補助事業【高齢福祉課】	116,000
		19 負担金補助及び交付金	116,000
		2 補 助 金	116,000
		地域密着型サービス拠点整備費補助金	116,000
13 委 託 料	475	5 障害者在宅生活支援事業【障害福祉課】	475
19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△11,203	13 委 託 料	475
20 扶 助 費	21,495	1 委 託 料	475
		障害者緊急通報システム運営委託他	475
		6 障害者地域生活支援事業【障害者自立支援担当】	△8,143
		19 負担金補助及び交付金	△8,143
		2 補 助 金	△8,143
		障害者地域生活支援事業補助金	△8,143
		10 障害者共同生活支援事業【障害者自立支援担当】	△3,060
		19 負担金補助及び交付金	△3,060
		2 補 助 金	△3,060
		障害者グループホーム補助金	△3,060
		25 障害者グループホーム事業（扶助費）【障害者自立支援担当】	4,400
		20 扶 助 費	4,400
		1 扶 助 費	4,400
		障害者グループホーム費	4,400

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目	千円	千円	千円	千円
3.	1 11 [障害福祉費]				
2	児 童 福 祉 費	6,378,447	16,111	6,394,558	国庫支出金 3,937 府支出金 3,842 寄附金 458 一般財源 7,874
1	1 児童福祉総務費	3,217,761	16,111	3,233,872	国庫支出金 3,937 府支出金 3,842 寄附金 458 一般財源 7,874
4	国 民 健 康 保 険 費	873,446	17,289	890,735	一般財源 17,289
1	1 国民健康保険費	873,446	17,289	890,735	一般財源 17,289
6	介 護 保 険 費	1,082,702	△3,371	1,079,331	一般財源 △3,371
1	1 介護保険費	1,082,702	△3,371	1,079,331	一般財源 △3,371
4	衛 生 費	4,004,257	5,360	4,009,617	寄附金 110 一般財源 5,250
1	1 保健衛生費	1,076,612	5,300	1,081,912	寄附金 50 一般財源 5,250
1	1 保健衛生総務費	251,241	50	251,291	寄附金 50
5	5 斎 場 費	26,305	5,250	31,555	一般財源 5,250

節		金 額	説 明
区 分	金		
	千円		
			27 障害者（児）ホームヘルプ事業（扶助費）【障害者自立支援担当】
			20 扶 助 費
			1 扶 助 費
			障害者（児）ホームヘルプ費
			17,095
			20 児童扶養手当給付事業（扶助費）【子ども支援課】
18 備 品 購 入 費	3,842		20 扶 助 費
			1 扶 助 費
20 扶 助 費	11,811		児童扶養手当
			11,811
25 積 立 金	458		51 未来子ども基金積立事業【子ども政策課】
			25 積 立 金
			18 未来子ども基金積立金
			458
			53 キッズコーナー整備事業【子ども政策課】
			18 備品購入費
			1 庁用器具費
			キッズコーナー用
			3,842
28 繰 出 金	17,289		1 特別会計国民健康保険事業費繰出金（経常）【国保年金課】
			28 繰 出 金
			3 特別会計国民健康保険事業費繰出金
			職員給与費等繰出
			17,289
28 繰 出 金	△3,371		1 特別会計介護保険事業費繰出金（経常）【介護・福祉医療課】
			28 繰 出 金
			5 特別会計介護保険事業費繰出金
			職員給与費等繰出
			△3,371
25 積 立 金	50		50 保健福祉総合推進基金積立事業【健康福祉政策課】
			25 積 立 金
			13 保健福祉総合推進基金積立金
			50
13 委 託 料	2,625		50 聖苑改修等事業【窓口課】
			13 委 託 料
			1 委 託 料
			システム修訂委託
18 備 品 購 入 費	2,625		18 備品購入費
			1 庁用器具費
			2,625

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項				
4	1 5[斎場費]	千円	千円	千円	千円
	3 市民医療総合施設対策費	831,522	60	831,582	寄附金 60
	1 市民医療総合施設対策費	151,707	60	151,767	寄附金 60
7	商 工 費	467,912	1,575	469,487	一般財源 1,575
	1 商 工 費	433,650	1,575	435,225	一般財源 1,575
	2 商工業振興費	84,911	1,575	86,486	一般財源 1,575
8	土 木 費	2,894,261	14,488	2,908,749	国庫支出金 8,000 寄附金 1,126 一般財源 5,362
	1 土 木 管 理 費	1,491,454	13,362	1,504,816	国庫支出金 8,000 一般財源 5,362
	1 土 木 総 務 費	795,691	13,362	809,053	国庫支出金 8,000 一般財源 5,362
	4 都 市 計 画 費	429,576	1,126	430,702	寄附金 1,126
	3 緑 化 推 進 費	17,077	36	17,113	寄附金 36
	5 地域整備推進費	109,410	1,090	110,500	寄附金 1,090
9	消 防 費	1,211,784	2,190	1,213,974	寄附金 30 一般財源 2,160
	1 消 防 費	1,211,784	2,190	1,213,974	寄附金 30 一般財源 2,160
	1 常 備 消 防 費	1,088,483	2,190	1,090,673	寄附金 30 一般財源 2,160

節		明
区分	金額	
	千円	
		システム機器他
		2,625
		千円
25 積立金	60	55 基金積立事業（衛生費）【市立病院】
		25 積立金
		60
		6 市立病院医療体制整備基金積立金
		60
13 委託料	1,575	54 みのおサングラザ公共床等活用事業（臨時）【箕面営業課】
		13 委託料
		1,575
		1 委託料
		1,575
		賃貸借媒介業務委託
		1,575
13 委託料	13,362	51 箕面駅前駐車場・駐輪場整備事業（継続費）【特定地域活性化担当】
		13 委託料
		13,362
		1 委託料
		13,362
		事業者選定支援業務委託
		13,362
25 積立金	36	52 みどり支援基金積立事業【農とみどり政策課】
		25 積立金
		36
		19 みどり支援基金積立金
		36
25 積立金	1,090	51 交通施設整備基金積立事業【北大阪鉄道延伸課】
		25 積立金
		1,090
		14 交通施設整備基金積立金
		1,090
11 需用費	1,757	4 消防職員被服費と事業【総務課】
		11 需用費
		688
18 備品購入費	403	1 消耗品費
		688
		18 備品購入費
		403
		1 庁用器具費
		403
25 積立金	30	常備消防活動用
		403
		20 常備消防車両管理事業【警防第一課】
		11 需用費
		1,069
		6 修繕料
		1,069

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款 項	目				
9	1 [常備消防費]	千円	千円	千円	千円
10	教 育 費	6,460,518	51,936	6,512,454	府支出金 35,000 寄附金 1,550 諸収入 1,080 一般財源 14,306
1	教 育 総 務 費	1,195,713	50	1,195,763	寄附金 50
	1 奨 学 資 金 費	1,276	50	1,326	寄附金 50
2	小 学 校 費	2,004,542	500	2,005,042	寄附金 500
	2 教 育 振 興 費	46,592	500	47,092	寄附金 500
3	中 学 校 費	1,342,338	1,000	1,343,338	寄附金 1,000
	1 学 校 管 理 費	234,288	1,000	235,288	寄附金 1,000
5	社 会 教 育 費	1,203,725	46,434	1,250,159	府支出金 33,000 一般財源 13,434
	1 社 会 教 育 総 務 費	644,367	763	645,130	一般財源 763
	4 青 少 年 対 策 費	34,249	1,000	35,249	府支出金 1,000
	9 文 化 ・ 交 流 セ ン タ ー 費	67,151	44,671	111,822	府支出金 32,000 一般財源 12,671

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		車両修理 1,069
		50 あんしん消防救急基金積立事業【総務課】 30 25 積立金 30 20 あんしん消防救急基金積立金 30
28 繰 出 金	50	50 交通遺児奨学金繰出事業【学校管理課】 50 28 繰 出 金 50 14 交通遺児奨学金繰出金 50
11 需 用 費	27	51 南小学校教育振興事業(臨時)【学校管理課】 500 11 需 用 費 27 1 消耗品費 27 18 備品購入費 473 1 庁用器具費 157 木製回転式書架他 157 3 教材教具費 316 指導用教材教具 316
18 備 品 購 入 費	473	
15 工 事 請 負 費	1,000	53 止々呂美中学校管理運営事業(臨時)【学校管理課】 1,000 15 工事請負費 1,000 1 工事請負費 1,000 プレイルームエプロン設置工事 1,000
13 委 託 料	763	53 文化生涯学習情報提供事業【生涯学習センター公民館担当】 763 13 委 託 料 763 1 委 託 料 763 文化生涯学習情報提供システム修正委託 763
19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,000	51 青少年自立支援事業【青少年育成担当】 1,000 19 負担金補助及び交付金 1,000 2 補 助 金 1,000 障害児の居場所づくり事業補助金 1,000
11 需 用 費	770	51 文化・交流センター施設整備事業【生涯学習センター公民館担当】 44,671 11 需 用 費 770 1 消耗品費 666 6 修 繕 料 104 施設修繕 104
13 委 託 料	2,000	13 委 託 料 2,000
15 工 事 請 負 費	40,000	13 委 託 料 2,000

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目				
10	5 9 [文化・交流センター] セ タ ー 流 費	千円	千円	千円	千円
	6 保 健 体 育 費	434,318	3,952	438,270	府支出金 2,000 諸収入 1,080 一般財源 872
	1 保健体育総務費	99,677	1,080	100,757	諸収入 1,080
	2 保健体育施設費	124,662	2,872	127,534	府支出金 2,000 一般財源 872
13 諸	支 出 金	58,750	56,141	114,891	一般財源 56,141
	1 諸 費	58,750	56,141	114,891	一般財源 56,141
	2 諸 費	0	56,141	56,141	一般財源 56,141

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
18 備 品 購 入 費	1,901	1 委 託 料 文化・交流センター改修設計委託	2,000
		15 工事請負費	40,000
		1 工事請負費	40,000
		文化・交流センター改修工事	40,000
		18 備品購入費	1,901
		1 庁用器具費	1,901
		管理運営用	
19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,080	23 市民スポーツ奨励事業【文化スポーツ課】	1,080
		19 負担金補助及び交付金	1,080
		1 負 担 金	1,080
		豊能地域生涯スポーツ推進事業	
		50 総合運動場施設改修事業【文化スポーツ課】	2,872
11 需 用 費	2,872	11 需 用 費	2,872
		6 修 繕 料	2,872
		施設修繕	
23 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	56,141	52 国庫負担金等返還事業【介護・福祉医療課】	1,474
		23 償還金利子及び割引料	1,474
		1 償 還 金	1,474
		老人保健医療費国庫負担金等返還金	
			1,474
		54 国庫負担金返還事業【障害福祉課】	6
		23 償還金利子及び割引料	6
		1 償 還 金	6
		平成22年度特別障害者手当等給付費負担金返還金	
			6
		55 国庫負担金等返還事業【障害者自立支援担当】	22,217
		23 償還金利子及び割引料	22,217
		1 償 還 金	22,217
		平成22年度障害者自立支援給付費等負担金返還金他	
		56 府負担金等返還事業【生活福祉課】	21,394
		23 償還金利子及び割引料	21,394
		1 償 還 金	21,394
		平成22年度生活保護費府費返還金他	
			21,394
		57 老人医療費助成事業等補助金返還事業【介護・福祉医療課】	11,050

節		説 明	千円
区 分	金 額		
		23 償還金利子及び分割引料	11,050
		1 償 還 金	11,050
		平成22年度老人医療費等府費返還金	11,050

(款) 13 諸支出金
(項) 1 諸費

給 与 費

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)
補正後	長 等	3	27,759	12,194 3.90
	議 員	25	174,769	68,158 3.90
	その他の 特別職	1,766	274,775	
	計	1,794	27,759	80,352
	長 等	3	27,759	12,194 3.90
補正前	議 員	25	174,769	68,158 3.90
	その他の 特別職	1,764	274,679	
	計	1,792	27,759	80,352
	長 等			
比 較	議 員			
	その他の 特別職	2	96	
	計	2	96	
	長 等			

明 細 書

費			共 済 費	合 計	備 考
地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)			
3,332		43,285	6,934	50,219	
		242,927	154,315	397,242	
		274,775	13,612	288,387	
3,332		560,987	174,861	735,848	
3,332		43,285	6,934	50,219	
		242,927	154,315	397,242	
		274,679	13,612	288,291	
3,332		560,891	174,861	735,752	
		96		96	
		96		96	

継続費についての前前年度末までの支出額、
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の

款	項	事業名	全 体 計					
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財		
						特 定 財	国府支出金	地 方 債
2 総務費	1 総務管理費	次期住民情報システム稼働（H24年度）開業（継続費）	平成23年度 (2011年度)	補正前	千円	千円	千円	
				補正	225,000			
				補正後	225,000			
				補正前				
			平成24年度 (2012年度)	補正	515,000			
				補正後	515,000			
				補正前				
				補正前				
			計	補正	740,000			
				補正後	740,000			
				補正前				
				補正前				
8 土木費	1 土木管理費	駅前・場業 面車輸事業 築駐整（継続費）	平成23年度 (2011年度)	補正	13,362	8,000		
				補正後	13,362	8,000		
				補正前				
				補正前				
			平成24年度 (2012年度)	補正	4,638			
				補正後	4,638			
				補正前				
				補正前				
			計	補正	18,000	8,000		
				補正後	18,000	8,000		
				補正前				
				補正前				

前年度末までの支出額
進行状況等に関する調書

画		前前年度末までの支出額		前年度末までの支出額		当該年度支出予定額		当該年度末までの支出予定額		翌年度以降支出予定額		継続費の総額に対する進捗率	
源 内 訳		源		源		源		源		源		源	
その他		一般財源		支出額		支出額		支出額		支出額		支出額	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
	225,000					225,000	225,000	225,000					
	225,000					225,000	225,000	225,000				30.4	
	515,000									515,000			
	515,000									515,000		69.6	
	740,000					225,000	225,000	225,000	515,000				
	740,000					225,000	225,000	225,000	515,000			100.0	
	5,362					13,362	13,362	13,362					
	5,362					13,362	13,362	13,362				74.2	
	4,638									4,638			
	4,638									4,638		25.8	
	10,000					13,362	13,362	13,362	4,638				
	10,000					13,362	13,362	13,362	4,638				
	10,000					13,362	13,362	13,362	4,638			100.0	

第 78 号議案

平成 23 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 4 号)

平成 23 年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 162,517 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 17,171,052 千円とする。

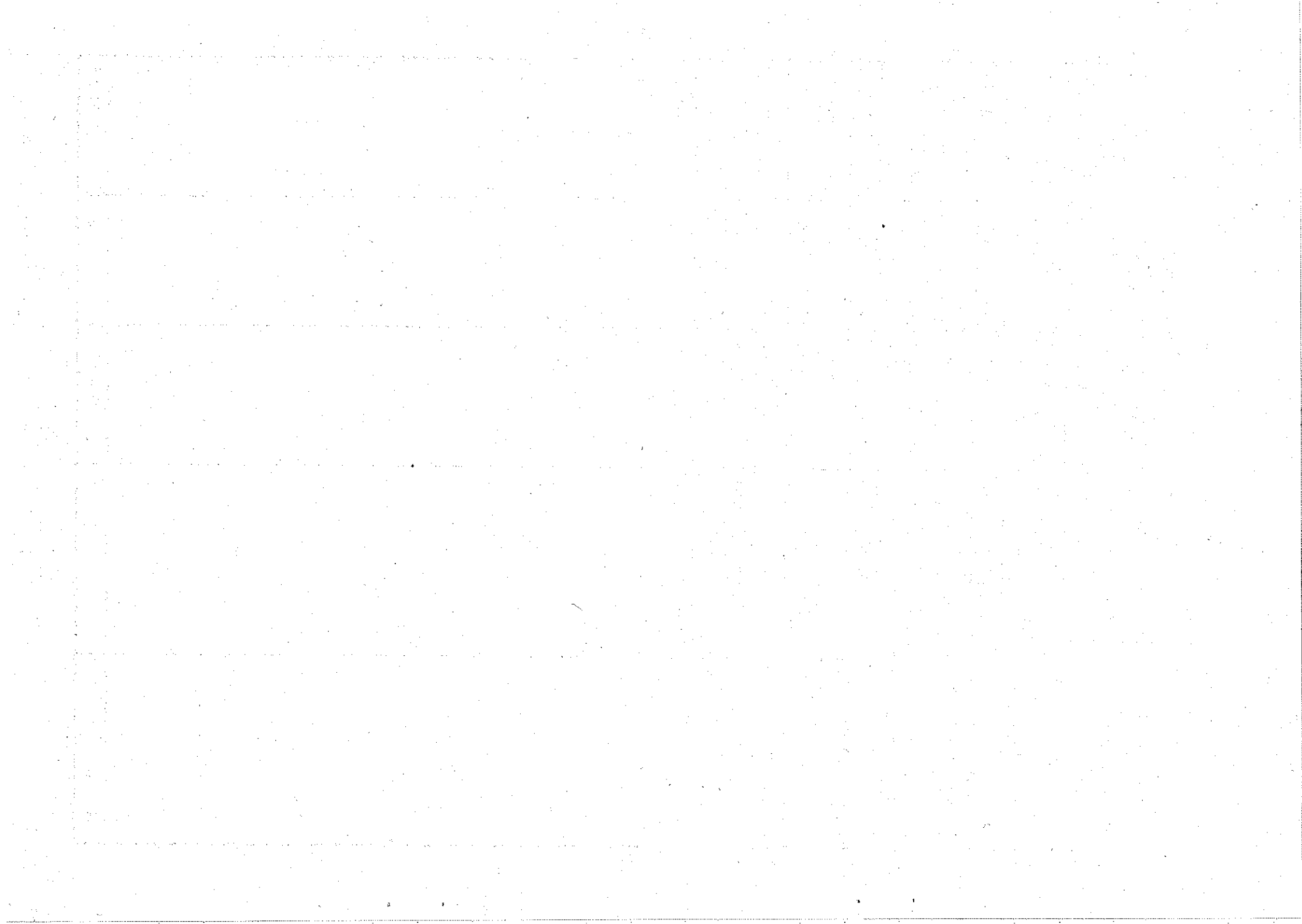
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 9 月 5 日提出

箕面市長 倉田哲郎

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 総 務 費		205,049	17,536	222,585
	1 総 務 管 理 費	172,021	17,536	189,557
3 後期高齢者支援金等		1,467,575	125,698	1,593,273
	1 後期高齢者支援金等	1,467,575	125,698	1,593,273
4 前期高齢者納付金等		2,341	2,374	4,715
	1 前期高齢者納付金等	2,341	2,374	4,715
5 老人保健拠出金		5,200	△5,111	89
	1 老人保健拠出金	5,200	△5,111	89
6 介護納付金		606,072	19,113	625,185
	1 介護納付金	606,072	19,113	625,185
9 諸 支 出 金		15,100	5,374	20,474
	1 償還金及び還付加算金	15,100	5,374	20,474
11 繰 上 充 用 金		2,783,092	△2,467	2,780,625
	1 繰 上 充 用 金	2,783,092	△2,467	2,780,625
歳 出 合 計		17,008,535	162,517	17,171,052



平成23年度
(2011年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第4号)説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険料	3,542,380	0	3,542,380
2 使用料及び手数料	865	0	865
3 国庫支出金	2,817,427	0	2,817,427
4 療養給付費等交付金	593,216	0	593,216
5 前期高齢者交付金	3,880,100	△221,389	3,658,711
6 府支出金	556,154	0	556,154
7 共同事業交付金	1,252,374	0	1,252,374
8 繰入金	899,817	17,289	917,106
9 諸収入	3,466,201	366,617	3,832,818
10 財産収入	1	0	1
歳入合計	17,008,535	162,517	17,171,052

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	205,049	17,536	222,585
2 保険給付費	10,155,632	0	10,155,632
3 後期高齢者支援金等	1,467,575	125,698	1,593,273
4 前期高齢者納付金等	2,341	2,374	4,715
5 老人保健拠出金	5,200	△5,111	89
6 介護納付金	606,072	19,113	625,185
7 共同事業拠出金	1,380,148	0	1,380,148
8 保健事業費	177,396	0	177,396
9 諸支出金	15,100	5,374	20,474
10 予備費	2,000	0	2,000
11 繰上充用金	2,783,092	△2,467	2,780,625
12 基金積立金	208,930	0	208,930
歳出合計	17,008,535	162,517	17,171,052

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一般財源
国府支出金	地方債	その他		
千円	千円	千円		千円
0	0	0		17,536
0	0	0		0
0	0	0		125,698
0	0	0		2,374
0	0	△5,000		△111
0	0	19,113		0
0	0	0		0
0	0	0		0
0	0	5,374		0
0	0	0		0
0	0	0		△2,467
0	0	0		0
0	0	19,487		143,030

2 歳 入

(款) 5 前期高齢者交付金
(項) 1 前期高齢者交付金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
5	前 期 高 齢 者 交 付 金	千円 3,880,100	千円 △221,389	千円 3,658,711
1	前 期 高 齢 者 交 付 金	3,880,100	△221,389	3,658,711
8	繰 入	899,817	17,289	917,106
1	他 会 計 繰 入 金	873,446	17,289	890,735
1	一 般 会 計 繰 入 金	873,446	17,289	890,735
9	諸 収 入	3,466,201	366,617	3,832,818
1	雑 入	3,466,201	366,617	3,832,818
8	雑 入	680,626	368,837	1,049,463
9	入 欠 かん 補 填 収 入	2,783,092	△2,467	2,780,625
10	弁 償 金	0	247	247

節		説 明
区 分	金 額 千円	
		千円
1 前期高齢者 交 付 金	△221,389	1 前期高齢者交付金 補正後 3,658,711,000円ー補正前 3,880,100,000円 △221,389
2 職員給与と費等 繰 入 金	17,289	1 職員給与と費等繰入金 補正後 248,985,000円ー補正前 231,696,000円 17,289
1 雑 入	368,837	1 雑収入 補正後 1,047,842,000円ー補正前 680,626,000円 367,216
		2 老人保健医療費提出金精算返還金 1,621
1 歳入欠かん 補 填 収 入	△2,467	1 歳入欠かん補填収入 補正後 2,780,625,000円ー補正前 2,783,092,000円 △2,467
1 損 害 弁 償 金	225	1 高齢受給者証印刷誤謬対応弁償金 125
		2 限度額適用認定証所得区分判定誤謬対応弁償金 100
2 実 費 弁 償 金	22	1 臨時職員雇用保険料個人負担金 22

(款) 9 諸収入
(項) 1 雑入

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
1 総 務 費		千円 205,049	千円 17,536	千円 222,585	一般財源 17,536
1 総 務 管 理 費		172,021	17,536	189,557	一般財源 17,536
1 一 般 管 理 費		169,456	17,536	186,992	一般財源 17,536
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		1,467,575	125,698	1,593,273	一般財源 125,698
1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		1,467,575	125,698	1,593,273	一般財源 125,698
1 後 期 高 齢 者 支 援 金		1,467,382	125,726	1,593,108	一般財源 125,726
2 後 期 高 齢 者 関 係 事 務 費 拠 出 金		193	△28	165	一般財源 △28
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		2,341	2,374	4,715	一般財源 2,374
1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		2,341	2,374	4,715	一般財源 2,374
1 前 期 高 齢 者 納 金		2,162	2,402	4,564	一般財源 2,402
2 前 期 高 齢 者 関 係 事 務 費 拠 出 金		179	△28	151	一般財源 △28

節		説明	
区分	金額 千円		千円
2 給料	7,977	1 一般事務経費（一般管理費）【国保年金課】	14,063
		2 給料	7,977
3 職員手当等	6,439	2 一般職給 一般職給	7,977
		3 職員手当等	6,439
4 共済費	△353	2 扶養手当	601
		3 管理職手当	1,437
13 委託料	3,473	4 地域手当	1,201
		5 通勤手当	704
		10 住居手当	81
		11 期末勤勉手当	2,077
		14 子ども手当	338
		4 共済費	△353
		3 職員共済組合負担金	△353
		4 一般事務経費（窓口業務等委託）【国保年金課】	3,473
		13 委託料	3,473
		1 委託料 窓口業務等委託	3,473
19 負担金補助 及び交付金	125,726	25 保険給付事業（後期高齢者支援金）【国保年金課】	125,726
		19 負担金補助及び交付金	125,726
		5 拠出金 後期高齢者支援金	125,726
19 負担金補助 及び交付金	△28	26 保険給付事業（後期高齢者関係事務費拠出金）【国保年金課】	△28
		19 負担金補助及び交付金	△28
		5 拠出金 後期高齢者関係事務費	△28
19 負担金補助 及び交付金	2,402	27 保険給付事業（前期高齢者納付金）【国保年金課】	2,402
		19 負担金補助及び交付金	2,402
		5 拠出金 前期高齢者納付金	2,402
19 負担金補助 及び交付金	△28	28 保険給付事業（前期高齢者関係事務費拠出金）【国保年金課】	△28
		19 負担金補助及び交付金	△28
		5 拠出金	△28

(款) 4 前期高齢者納付金等
(項) 1 前期高齢者納付金等

(款) 4 前期高齢者納付金等
(項) 1 前期高齢者納付金等

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目				
4	1 2 [前期高齢者関係] 事務費拠出金	千円	千円	千円	千円
5	老人保健拠出金	5,200	△5,111	89	諸収入 一般財源 △5,000 △111
1	老人保健拠出金	5,200	△5,111	89	諸収入 一般財源 △5,000 △111
	1 老人保健医療費 拠出金	5,000	△5,000	0	諸収入 △5,000
	2 老人保健事務費 拠出金	200	△111	89	一般財源 △111
6	介護納付金	606,072	19,113	625,185	諸収入 19,113
1	介護納付金	606,072	19,113	625,185	諸収入 19,113
	1 介護納付金	606,072	19,113	625,185	諸収入 19,113
9	支 出 金	15,100	5,374	20,474	諸収入 5,374
1	償還金及び還付加算 金	15,100	5,374	20,474	諸収入 5,374
	3 諸 費	1,000	5,374	6,374	諸収入 5,374
11	繰 上 充 用 金	2,783,092	△2,467	2,780,625	一般財源 △2,467
1	繰 上 充 用 金	2,783,092	△2,467	2,780,625	一般財源 △2,467
	1 前 年 度 繰 上 充 用 金	2,783,092	△2,467	2,780,625	一般財源 △2,467

節		金額 千円	説 明	千円
区 分	金 額			
			前期高齢者関係事務費	△28
19 負担金補助及び交付金	△5,000	29 保険給付事業（老人保健医療費拠出金）【国保年金課】	△5,000	△5,000
		19 負担金補助及び交付金	△5,000	△5,000
		5 拠 出 金	△5,000	△5,000
		老人保健医療費	△5,000	
19 負担金補助及び交付金	△111	30 保険給付事業（老人保健事務費拠出金）【国保年金課】	△111	△111
		19 負担金補助及び交付金	△111	△111
		5 拠 出 金	△111	△111
		老人保健事務費	△111	
19 負担金補助及び交付金	19,113	31 保険給付事業（介護納付金）【国保年金課】	19,113	19,113
		19 負担金補助及び交付金	19,113	19,113
		5 拠 出 金	19,113	19,113
		介護給付費納付金	19,113	
23 償還金利子及び割引料	5,374	43 諸支出金事業（諸費）【国保年金課】	5,374	5,374
		23 償還金利子及び割引料	5,374	5,374
		1 償 還 金	5,374	5,374
		国費等返還金	5,374	
22 補償補填及び賠償金	△2,467	50 繰上充用事業【国保年金課】	△2,467	△2,467
		22 補償補填及び賠償金	△2,467	△2,467
		2 補 填 金	△2,467	△2,467
		平成22年度歳入歳出差引不足額補填金	△2,467	

(款) 11 繰上充用金
(項) 1 繰上充用金

給 与 費

2 一般職 (1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	() 19		65,792	51,874
補正前	() 16		57,815	45,773
比 較	() 3		7,977	6,101

職員手当
の 内 訳

区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
補 正 後	1,747	3,153
補 正 前	1,146	1,716
比 較	601	1,437

区 分	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)
補 正 後	9,295	1,701
補 正 前	9,295	1,620
比 較		81

注) 職員数欄の () 内は、短時間勤務職員数 (外書き) である。

明 細 書

費 計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
117,666	18,634	136,300	
103,588	18,987	122,575	
14,078	△ 353	13,725	

地 域 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当
(千円)	(千円)	(千円)
8,483	1,295	51
7,282	591	51
1,201	704	

期末勤勉手当
(千円)
26,149
24,072
2,077

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	7,977	1 その他の増加分	7,977
職 員 手 当	6,101	1 その他の増加分	6,101

注) 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考
所属会計変更等に係る増加分 7,977 千円	職員数の異動状況 現に在職する { 職 員 数 } (その他) (計) 補正後 19()人 19()人 補正前 16()人 16()人 比 較 3()人 3()人
	扶養手当 601 千円 管理職手当 1,437 千円 地域手当 1,201 千円 通勤手当 704 千円 住居手当 81 千円 期末勤勉手当 2,077 千円

第 7 9 号議案

平成 2 3 年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算 (第 1 号)

平成 2 3 年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 28,755 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 6,780,742 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 3 年 9 月 5 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

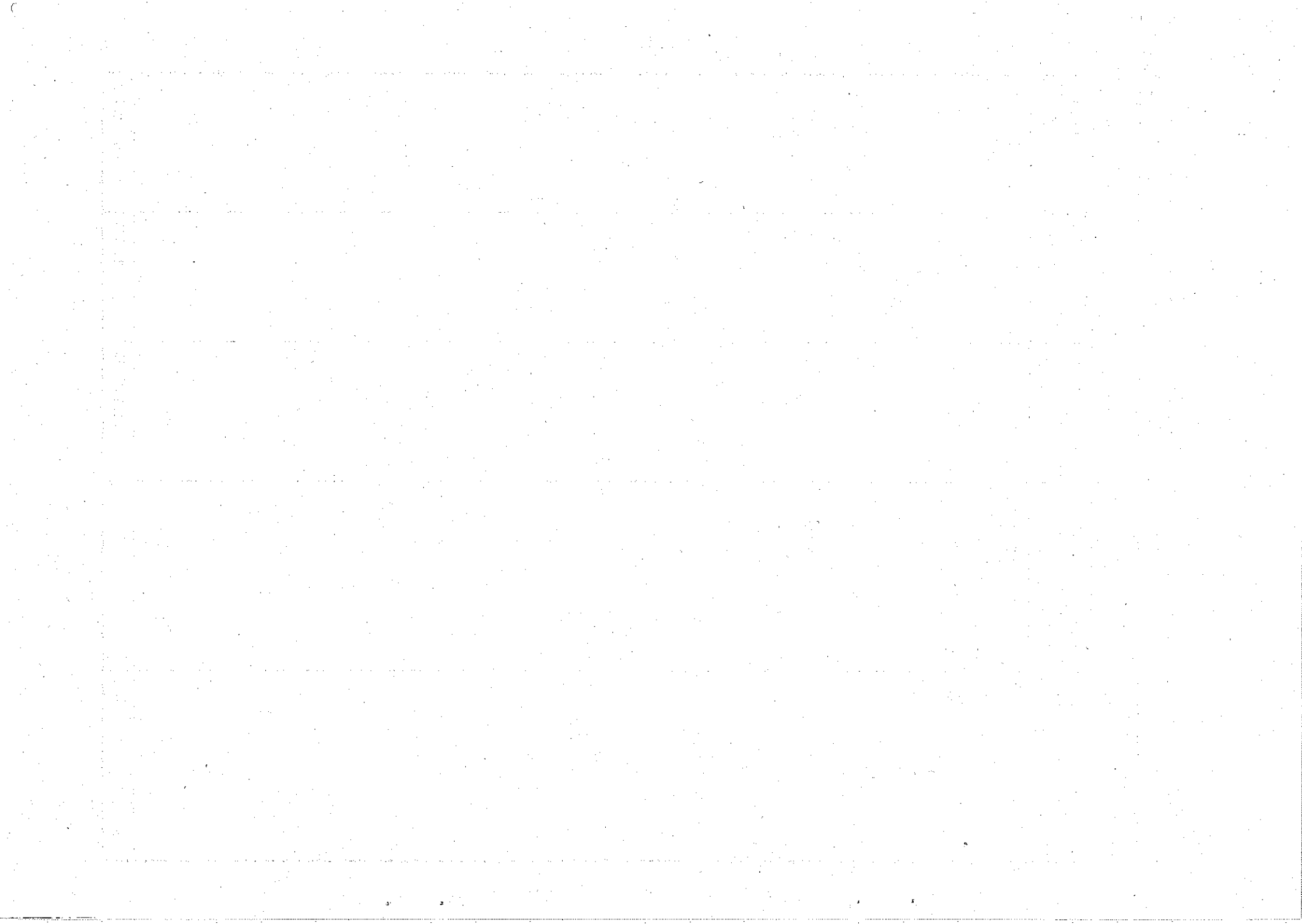
第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
7 繰 入 金		1,219,091	9,146	1,228,237
	1 他会計繰入金	1,082,528	△3,371	1,079,157
	2 基金繰入金	136,563	12,517	149,080
		1	19,621	19,622
8 繰 越 金	1 繰 越 金	1	19,621	19,622
9 諸 収 入		235	△12	223
	3 雑 入	233	△12	221
歳 入 合 計		6,751,987	28,755	6,780,742

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 261,175	千円 △2,955	千円 258,220
	1 総 務 管 理 費	159,892	△2,955	156,937
		1,980	31,710	33,690
5 諸 支 出 金	1 償還金及び還付加算金	1,980	31,710	33,690
歳 出 合 計		6,751,987	28,755	6,780,742



平成 23 年度
(2011 年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算 (第 1 号) 説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	1,383,928	0	1,383,928
2 使用料及び手数料	2	0	2
3 国庫支出金	1,284,326	0	1,284,326
4 支払基金交付金	1,908,301	0	1,908,301
5 府支出金	956,101	0	956,101
6 財産収入	2	0	2
7 繰入金	1,219,091	9,146	1,228,237
8 繰越金	1	19,621	19,622
9 諸収入	235	△12	223
歳入合計	6,751,987	28,755	6,780,742

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	261,175	△2,955	258,220
2 保険給付費	6,298,113	0	6,298,113
3 地域支援事業費	188,717	0	188,717
4 基金積立金	2	0	2
5 諸支出金	1,980	31,710	33,690
6 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	6,751,987	28,755	6,780,742

補正額の財源内訳				
特	定	財	源	一般財源
国府支出金	地方債	その他		
千円 0	千円 0	千円 △12	千円 △2,943	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	12,089		19,621
0	0	0		0
0	0	12,077		16,678

2 歳 入

(款) 7 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
7 繰入金		千円 1,219,091	千円 9,146	千円 1,228,237
1 他会計繰入金		1,082,528	△3,371	1,079,157
1 一般会計繰入金		1,082,528	△3,371	1,079,157
2 基金繰入金		136,563	12,517	149,080
1 介護給付費準備基金繰入金		116,825	12,089	128,914
2 介護従事者処遇改善 臨時特例基金繰入金		19,738	428	20,166
8 繰越金		1	19,621	19,622
1 繰越金		1	19,621	19,622
1 前年度繰越金		1	19,621	19,622
9 諸収入		235	△12	223
3 雑入		233	△12	221
2 弁償金		231	△12	219

節		明	
区 分	金 額	説	
	千円		千円
3 職員給与費等繰入金	△3,371	1 職員給与費等繰入金 補正後 258,866,000円－補正前	△3,371 262,237,000円
1 介護給付費準備基金繰入金	12,089	1 介護給付費準備基金繰入金 補正後 128,914,000円－補正前	12,089 116,825,000円
1 介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金	428	1 介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金 補正後 20,166,000円－補正前	428 19,738,000円
1 前年度繰越金	19,621	1 前年度繰越金 補正後 19,622,000円－補正前	19,621 1,000円
1 実費弁償金	△12	1 任期付短時間勤務職員雇用保険料個人負担金 補正後 208,000円－補正前	△12 220,000円

(款) 9 諸収入
(項) 3 雑入

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項				
1 総務費	1 総務管理費	千円 261,175	千円 △2,955	千円 258,220	千円 諸収入 一般財源 △12 △2,943
	1 総務管理費	159,892	△2,955	156,937	諸収入 一般財源 △12 △2,943
	1 一般管理費	159,892	△2,955	156,937	諸収入 一般財源 △12 △2,943
5 諸支出金					
1 償還金及び還付加算金	1 償還金	1,980	31,710	33,690	繰入金 一般財源 繰入金 一般財源 繰入金 一般財源 繰入金 一般財源 繰入金 一般財源
	2 償還金	1	31,710	31,711	繰入金 一般財源 繰入金 一般財源 繰入金 一般財源 繰入金 一般財源

節		金額 千円	説明	千円
区分	金			
2 給料	△92		2. 一般事務経費（企画関連）【高齢福祉課】	△2,373
			4 共 済 費	△300
3 職員手当等	△1,061		7 社会保険料	△195
			11 協会けんぽ負担金	△105
4 共 済 費	△3,202		7 賃 金	△2,073
			1 臨時雇賃金	△2,073
7 賃 金	△2,073		3. 一般事務経費（人件費）【介護・福祉医療課】	△4,055
			2 給 料	△92
13 委託料	3,473		2 一般職給 一般職給	△92
			3 職員手当等	△1,061
			3 管理職手当	81
			4 地域手当	△347
			5 通勤手当	△665
			10 住居手当	324
			11 期末勤勉手当	△1,078
			14 子ども手当	624
			4 共 済 費	△2,902
			3 職員共済組合負担金	△2,663
			7 社会保険料	△179
			11 協会けんぽ負担金	△60
			4. 一般事務経費（窓口業務等委託）【介護・福祉医療課】	3,473
			13 委託料	3,473
			1 委託料	3,473
			窓口業務等委託	3,473
23 償還金利子及び割引料	31,710		54 諸支出金事業（償還金）【介護・福祉医療課】	31,710
			23 償還金利子及び割引料	31,710
			1 償 還 金	31,710
			国費等返還金	31,710

(款) 5 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

給 与 費

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(2) 15		61,327	46,680
補正前	(2) 15		61,419	48,365
比 較	()		△ 92	△ 1,685

職員手当 の内訳	職 員 手 当		
	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
	補 正 後	1,326	4,449
	補 正 前	1,326	4,368
	比 較		81
	区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	1,620	24,458
	補 正 前	1,296	25,536
	比 較	324	△ 1,078

注) 職員数欄の () 内は、短時間勤務職員数 (外書き) である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	△ 92	1 その他の減分	△ 92
職員手当	△ 1,685	1 その他の増減分	△ 1,685

注) 職員数欄の () 内は、短時間勤務職員数 (外書き) である。

明 細 書

費 計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
108,007	16,741	124,748	
109,784	19,643	129,427	
△ 1,777	△ 2,902	△ 4,679	

地 域 手 当	通 勤 手 当	時間外及び休日勤務手当(千円)
(千円)	(千円)	
7,707	1,287	5,833
8,054	1,952	5,833
△ 347	△ 665	

--

説 明	備 考
所属会計変更等に係る減分 △ 92 千円	職員数の異動状況 現に在職する (その他) (計) [職 員 数] 補正後 15(2)人 ()人 15(2)人 補正前 15(2)人 ()人 15(2)人 比 較 0(0)人 ()人 0(0)人
	管理職手当 81 千円 地域手当 △ 347 千円 通勤手当 △ 665 千円 住居手当 324 千円 期末勤勉手当 △ 1,078 千円

第80号議案

平成23年度箕面市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成23年度箕面市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度箕面市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めたる業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
-------	---------	---------	-------

(4) 主要な建設改良事業

ア 拡張事業	133,567千円	142千円	133,709千円
イ 改良事業	222,058千円	64千円	222,122千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

支 出

第1款 水道事業費用	2,795,272千円	△55,412千円	2,739,860千円
第1項 営業費用	2,606,708千円	△55,412千円	2,551,296千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額711,063千円」に、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額711,063千円」に、「建設改良積立金153,074千円」を「建設改良積立金153,280千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

支 出

第1款 資本的支出	798,545千円	206千円	798,751千円
第1項 建設改良費	387,860千円	206千円	388,066千円

第5条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費539,511千円」を「職員給与費483,242千円」に改める。

第6条 予算第8条に定めたたな卸資産購入限度額「40,478千円」を「41,204千円」に改める。

平成23年9月5日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成23年度(2011年度)箕面市水道事業会計補正予算実施計画(第1号)

収益的收入及び支出

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用	1 営業費用		2,795,272	△ 55,412	2,739,860	
			2,606,708	△ 55,412	2,551,296	
		1 原水及び浄水費	1,398,279	△ 15,642	1,382,637	原水・浄水設備の維持及び作業に要する費用
		2 配水及び給水費	240,978	△ 2,549	238,429	配水・給水設備の維持及び作業に要する費用
		3 受託工事費	116,406	34	116,440	配水管移設工事及び給水装置等修繕に要する費用
		4 業務費	156,800	△ 14,652	142,148	料金の調定、徴収及び計量業務に要する費用
		5 総係費	241,370	△ 22,603	218,767	事業活動全般に関連する費用

資本的收入及び支出

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出	1 建設改良費		798,545	206	798,751	
			387,860	206	388,066	
		1 拡張費	133,567	142	133,709	拡張事業に要する費用
		2 改良費	222,058	64	222,122	改良事業に要する費用

平成23年度(2011年度)箕面市水道事業会計資金計画補正(第1号)

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
受 入 資 金	6,449,693	62,611	6,512,304
6 前 年 度 未 収 金	407,894	△ 44,218	363,676
9 前 年 度 繰 越 金	1,612,492	106,829	1,719,321
支 払 資 金	4,877,841	△ 187,914	4,689,927
1 事 業 費 用	2,127,372	△ 56,103	2,071,269
2 建 設 改 良 費	256,426	206	256,632
4 貯 蔵 品	40,478	726	41,204
5 前 年 度 未 払 金	292,971	△ 132,743	160,228
差 引	1,571,852	250,525	1,822,377

一、總括

(注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 29,242 1	その他の増減分	△ 15,770 千円 新陳代謝に係る減分 所属会計変更等に係る減分 △ 15,294 千円 昇任等に係る増加分 1,822 千円	職員数の異動状況 (現在在職する職員数) (その他) (計) 本年度 42 (7) 人 () 人 42 (7) 人 前年度 48 (8) 人 () 人 48 (8) 人 比 較 △6 (△1) 人 () 人 △6 (△1) 人
手当	△ 21,022 1	その他の増減分	△ 21,022	扶養手当 △ 266 千円 管理職手当 △ 1,902 千円 地域手当 △ 3,769 千円 通勤手当 △ 103 千円 特殊勤務手当 △ 400 千円 宿日直手当 41 千円 夜間勤務手当 △ 1,694 千円 時間外及び休日勤務手当 △ 1,900 千円 住居手当 324 千円 期末勤勉手当 △ 11,353 千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

平成 23 年度 (2011 年度)

箕面市水道事業会計補正予算 (第 1 号) 参考資料

収益的收入及び支出
支 出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 水道事業費用		2,795,272	△ 55,412	2,739,860
1 営業費用		2,606,708	△ 55,412	2,551,296
	1 原水及び浄水費	1,398,279	△ 15,642	1,382,637
	2 配水及び給水費	240,978	△ 2,549	238,429
	3 受託工事費	116,406	34	116,440
	4 業務費	156,800	△ 14,652	142,148
	5 総係費	241,370	△ 22,603	218,767

明 細		備 考	
節	金 額		(千円)
	(千円)		
給料	43,761	一般職給	43,761 6,522 減
手当等	32,204	扶養手当 管理職手当 地域手当 特殊勤務手当 宿日直手当 夜間勤務手当 時間外及び休日勤務手当 期末勤勉手当	1,524 138 減 2,412 24 増 5,724 796 減 534 400 減 425 41 増 0 1,694 減 1,362 2,000 減 16,885 2,594 減
法定福利費	14,023	職員共済組合負担金 社会保険料	12,268 1,300 減 952 263 減
給料	34,319	一般職給	34,319 2,321 減
手当等	28,129	扶養手当 管理職手当 地域手当 住居手当 期末勤勉手当 子ども手当	1,623 129 増 1,731 429 減 4,521 315 減 972 324 増 13,418 783 減 1,638 546 増
法定福利費	10,927	職員共済組合負担金 協会けんぽ負担金	9,435 400 減 500 9 増
修繕費	50,838	水道メータ―修理	6,759 691 増
法定福利費	1,697	職員共済組合負担金	1,685 34 増
給料	43,217	一般職給	43,217 7,925 減
手当等	32,660	扶養手当 管理職手当 地域手当 通勤手当 時間外及び休日勤務手当 期末勤勉手当 子ども手当	895 133 増 2,484 540 減 5,592 1,000 減 706 103 減 2,250 250 減 18,661 3,084 減 143 117 増
法定福利費	14,918	職員共済組合負担金	14,804 2,000 減
給料	50,564	特別職給 一般職給	8,097 18 減 42,467 12,456 減
手当等	38,636	扶養手当 管理職手当 地域手当 時間外及び休日勤務手当 期末勤勉手当	822 390 減 4,923 957 減 6,758 1,658 減 1,516 350 増 22,366 4,892 減
法定福利費	17,961	職員共済組合負担金	17,369 2,954 減
旅費	942	特別旅費	873 372 増

資本的收入及び支出
支出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本の支出		798,545	206	798,751
1 建設改良費		387,860	206	388,066
	1 拡張費	133,567	142	133,709
	2 改良費	222,058	64	222,122

明 細			
節	金 額	備 考	
	(千円)		(千円)
法定福利費	6,537	職員共済組合負担金	6,493 142 増
法定福利費	3,075	職員共済組合負担金 協会けんぽ負担金	2,611 61 増 158 3 増

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472	1473	1474	1475	1476	1477	1478	1479	1480	1481	1482	1483	1484	1485	1486	1487	1488	1489	1490	1491	1492	1493	1494	1495	14
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----

第81号議案

平成23年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成23年度箕面市公共下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度箕面市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			

ア 汚水建設改良事業	250,917千円	4,073千円	254,990千円
イ 雨水建設改良事業	164,524千円	△3,078千円	161,446千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			

第1款 下水道事業費用	1,676,173千円	899千円	1,677,072千円
第1項 営業費用	1,452,134千円	899千円	1,453,033千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額815,953千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額816,948千円」に、「過年度分損益勘定留保資金600,235千円」を「過年度分損益勘定留保資金552,204千円」に、「当年度分損益勘定留保資金203,151千円」を「当年度分損益勘定留保資金252,177千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			

第1款 資本的支出	1,293,743千円	995千円	1,294,738千円
第1項 建設改良費	506,330千円	995千円	507,325千円

第5条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「職員給与費114,052千円」を「職員給与費115,946千円」に改める。

平成23年9月5日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成23年度(2011年度)箕面市公共下水道事業会計補正予算実施計画(第1号)

収益的收入及び支出

支出		項目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			1,676,173	899	1,677,072	
	1 営業費用		1,452,134	899	1,453,033	
		2 雨水管渠費	48,488	363	48,851	雨水管渠の維持管理に要する費用
		4 ポンプ場費	51,984	59	52,043	ポンプ場の維持管理に要する費用
		6 普及促進費	10,279	22	10,301	水洗化の普及促進に要する費用
		8 汚水総保費	19,651	455	20,106	汚水事業全般に関連する費用

資本的收入及び支出

支出		項目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			1,293,743	995	1,294,738	
	建設改良費		506,330	995	507,325	
		1 汚水建設改良費	250,917	4,073	254,990	汚水建設改良事業に要する経費
		2 雨水建設改良費	164,524	△3,078	161,446	雨水建設改良事業に要する経費

平成23年度(2011年度)箕面市公共下水道事業会計資金計画補正(第1号)

区分		既決予定額	補正予定額	計
受入	資金	3,960,136		56,026
6 前年度未収金		315,946		15,290
9 前年度繰越金		1,591,281		40,736
支払	資金	2,346,607		54,915
1 事業費用		965,228		899
2 建設改良費		354,431		995
5 前年度未払金		205,409		53,021
差	引	1,613,529		1,111

(単位 千円)

給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費						法定福利費	合計
	特別職(人)	一般職(人)	報酬(千円)	給料(千円)	賃金(千円)	手当(千円)	計			
	管理者	その他								
補正後	損益勘定支弁職員	13	(27)	98	33,681		28,101	61,880	10,724	72,604
	資本勘定支弁職員		(14)		20,130		15,323	35,453	6,554	42,007
補正前	合 計	13	(31)	98	53,811		43,424	97,333	17,278	114,611
	損益勘定支弁職員	13	(27)	98	33,664		27,780	61,542	10,589	72,131
比較	資本勘定支弁職員		(14)		20,058		14,550	34,608	6,404	41,012
	合 計	13	(31)	98	53,722		42,330	96,150	16,993	113,143
比較	損益勘定支弁職員		()		17		321	338	135	473
	資本勘定支弁職員		()		72		773	845	150	995
比較	合 計		()		89		1,094	1,183	285	1,468

注) 職員数は、常勤職員及び非常勤職員の総数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)
補正後	1,304	3,456	7,033	792	1,328	1,230
補正前	1,056	2,436	6,869	792	1,310	1,212
比較	248	1,020	164		18	18
区分	時間外及び休日勤務手当 (千円)		住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	退職給与金 (千円)	
	補正後	840	972	21,469	5,000	
補正前		1,385	972	21,298	5,000	
比較		△ 545		171		

手当の内訳

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	891	その他の 増加分	所属会計変更等に係 る増加分 △ 325千円 昇任等に係る増加分 414千円	職員数の異動状況 (現に在職する) 職員数 (その他) (計) 本年度 11(3)人 ()人 11(3)人 前年度 11(3)人 ()人 11(3)人 比 較 ()人 ()人 ()人
手当	1,0941	その他の 増減分	1,094	扶養手当 248千円 管理職手当 1,020千円 地域手当 164千円 特殊勤務手当 18千円 宿日直手当 18千円 時間外及び休日勤務手当 △ 545千円 期末勤勉手当 171千円

注) 職員数は、常勤職員数であり、()内は短時間勤務職員数(外書き)である。

平成23年度(2011年度)

箕面市公共下水道事業会計補正予算(第1号) 参考資料

収益的收入及び支出

支 出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
		(千円)	(千円)	(千円)
1 下水道事業費用		1,676,173	899	1,677,072
1 営業費用		1,452,134	899	1,453,033
	2 雨水管渠費	48,488	363	48,851
	4 ポンプ場費	51,984	59	52,043
	6 普及促進費	10,279	22	10,301
	8 汚水総保費	19,651	455	20,106

資本的收入及び支出

支 出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
		(千円)	(千円)	(千円)
1 資本的支出		1,293,743	995	1,294,738
1 建設改良費		506,330	995	507,325
	1 汚水建設改良費	250,917	4,073	254,990
	2 雨水建設改良費	164,524	△ 3,078	161,446

明 細			
節	金 額	備 考	
	(千円)	(千円)	
給料	7,919	一般職給	7,919 17 増
手当等	6,663	扶養手当 管理職手当 地域手当 時間外及び休日勤務手当 期末勤勉手当	72 新規計上 1,032 増 1,083 増 0 増 3,298 減 46 増
法定福利費	2,658	職員共済組合負担金	2,634 61 増
手当等	2,304	特殊勤務手当 宿日直手当	178 18 増 160 増
法定福利費	1,208	職員共済組合負担金	1,204 23 増
法定福利費	1,534	職員共済組合負担金	1,523 22 増
手当等	4,681	子ども手当	1,040 426 増
法定福利費	1,612	職員共済組合負担金	1,601 29 増

明 細			
節	金 額	備 考	
	(千円)	(千円)	
給料	11,055	一般職給	11,055 2,195 増
手当等	8,643	扶養手当 管理職手当 地域手当 時間外及び休日勤務手当 期末勤勉手当	410 176 増 1,164 528 増 1,516 348 増 50 150 減 4,275 482 増
法定福利費	3,454	職員共済組合負担金	2,983 49 増
		社会保険料	274 新規計上
		協会けんぽ負担金	171 新規計上
給料	9,075	一般職給	9,075 2,123 減
手当等	6,680	地域手当 期末勤勉手当	1,195 254 減 3,947 357 減
法定福利費	3,100	職員共済組合負担金 社会保険料 協会けんぽ負担金	3,077 116 増 0 292 減 0 168 減

第 8 2 号議案

箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を箕面市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 3 年 9 月 5 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 新 倉 典 子

略 歴

昭和 4 9 年	3 月	大阪大学法学部卒業
同 5 1 年	1 0 月	司法試験合格
同 5 4 年	4 月	司法修習修了
同 5 4 年	4 月	弁護士登録（現在に至る。）
同 5 4 年	4 月	中本照規法律事務所入所

平成 1 1 年 1 0 月 箕面市公平委員会委員（現在に至る。）

同 1 8 年 1 0 月 和田誠一郎法律事務所入所

同 2 1 年 4 月 中村・藤田法律事務所入所（現在に至る。）

（提案理由）

新倉典子氏を引き続き箕面市公平委員会委員に選任するため、提案するものである。

第 8 3 号議案

箕面市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を箕面市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 3 年 9 月 5 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 漆 原 裕 三

略

歴

昭和 4 7 年	3 月	香川県立津田高等学校卒業
同 4 7 年	4 月	高松国税局勤務
同 4 8 年	3 月	田辺税務署勤務（大蔵事務官）
同 5 5 年	7 月	大阪国税局調査部統括国税調査官付国税調査官
平成 2 年	7 月	奈良税務署法人税・源泉所得税部門上席国税調査官

同	5 年	7 月	大阪国税不服審判所国税審査官
同	1 1 年	7 月	東大阪税務署法人課税第 3 部門統括国税調査官
同	1 4 年	7 月	長田税務署法人課税第 3 部門統括国税調査官
同	1 5 年	9 月	税理士登録（現在に至る。）
同	1 5 年	1 0 月	漆原裕三税理士事務所開設（現在に至る。）
同	2 3 年	4 月	箕面市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る。）

（提案理由）

漆原裕三氏を引き続き箕面市固定資産評価審査委員会委員に選任するため、提案するものである。

第 8 4 号 議 案

箕面市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を箕面市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 3 年 9 月 5 日 提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 岡 田 隆

略 歴

昭和 5 6 年 3 月	大阪大学法学部卒業
同 5 6 年 4 月	もりもとペビー株式会社入社
平成 2 年 4 月	新御堂法律事務所入所（事務職員）
同 5 年 1 0 月	司法試験合格
同 8 年 4 月	司法修習修了

同	8 年	4 月	弁護士登録（現在に至る。）
同	8 年	4 月	新御堂法律事務所入所
同	16 年	6 月	岡田隆法律事務所開設（現在に至る。）
同	22 年	2 月	川西市政治倫理審査会委員（現在に至る。）

（提案理由）

岡田 隆氏を箕面市固定資産評価審査委員会委員に選任するため、提案するものである。